会 社 名 千代田化工建設株式会社 代表者名 代表取締役社長 澁谷 省吾 (コード番号 6366 東証第1部) 問合せ先 総務ユニット GM 山田幸雄 (TEL 045-225-7740)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社2014年度定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものです。
- (2) 当社定款においては社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、第28条(取締役の責任免除等)および第35条(監査役の責任免除等)を規定しています。今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう第28条および第35条の規定を変更するものです。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
70.1 — 110 20	77.1 — 1100 27.3
第 1 条 (省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的と
する。	する。
1. 石油、ガス、石油化学、一般化学、原子	1. ~ 5. (現行どおり)
力、石炭、電力、製鉄、非鉄金属、水処	
理、農業、食品、生化学、医薬品、医療、	
情報、通信、運輸、流通、備蓄、再生可能 エネルギーおよび宇宙等の設備ならびに公	
害防止、環境改善・保全および災害防止用	
等の設備に関する下記の事業(以下略)	
2. 石油・天然ガスその他鉱物資源の開発	
3. 都市開発および地域開発	
4. 産業財産権、ノウハウ、各種ソフトウェア	
の取得、開発および販売	
5. 石油、ガス、石炭その他燃料類およびこれ	
らの製品・化学製品・金属製品の製造およ	
び販売	
(新設)	6. 発電事業および電気の供給、販売
6. 情報処理、情報提供その他の情報通信サー	<u>7</u> . 情報処理、情報提供その他の情報通信
ビス業	サービス業の志思、ほばわりび英田
7. 不動産の売買、賃貸および管理 8. 旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣業	8. 不動産の売買、賃貸および管理 9. 旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣
ならびに人事労務管理等の業務に関する受	業ならびに人事労務管理等の業務に関する
託および請負	受託および請負
9. 前記各号および関連する事業に対する投融	10. 前記各号および関連する事業に対する投融
<u> </u>	<u> </u>
10. 前記各号に付帯・関連する一切の事業	11. 前記各号に付帯・関連する一切の事業
第 3 条~第17条 (省略)	第 3 条~第17条 (現行どおり)

現 行 定 款

第4章 取締役、取締役会および執行役員

案

第4章 取締役、取締役会および執行役員

第18条~第27条 (省略)

(取締役の責任免除等)

第28条 本会社は、取締役会の決議(会社法第 426条第1項の規定に基づく決議をい う。)によって、法令に定める範囲内 で、取締役(取締役であった者を含 む。)の責任を免除することができる。 本会社は、社外取締役との間に、その責 任について、法令に定める額を限度とす る契約(会社法第427条第1項の規定に基 づく契約をいう。)を締結することがで きる。

第5章 監查役、監查役会

第29条~第34条 (省略)

(監査役の責任免除等)

第35条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。)によって、法令に定める範囲内で、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を免除することができる。本会社は、社外監査役との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。

第6章 計 算

第36条~第38条 (省略)

第18条~第27条 (現行どおり)

(取締役の責任免除等)

第28条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426 条第1項の規定に基づく決議をいう。)に よって、法令に定める範囲内で、取締役 (取締役であった者を含む。)の責任を免 除することができる。

本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。

第5章 監查役、監查役会

第29条~第34条 (現行どおり)

(監査役の責任免除等)

第35条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426 条第1項の規定に基づく決議をいう。)に よって、法令に定める範囲内で、監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を免 除することができる。

本会社は、<u>監査役</u>との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。

第6章 計 算

第36条~第38条 (現行どおり)